

## 平成29年度 第10回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成30年 1月25日 (木)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成30年 1月25日 午後 13時 36分 開会			
	平成30年 1月25日 午後 17時 58分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	6番	比嘉 盛和
	3番	大城 司	7番	米須 清和
	5番	神谷 正	8番	與那嶺 清
欠席委員番号	2番	謝花 喜美	4番	鈴木 江美子
議事録署名委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第10回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員、4番 鈴木 江美子(すずき えみこ)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
事務局	<p>ごめんなさい。委員6名ですね。委員6名になります。すみません。7名ではなくて。</p>

議 長	委員は6名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子(くわえ えりこ)さん、議事録署名委員には、1番 大竹 恭弘(おおたけ やすひろ)委員、5番 神谷 正(かみや ただし)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたします。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
	(諸般の報告)
事 務 局	報告1 女性農業委員・推進委員交流研修会について
議 長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第60号 非農地証明願いについて 議案第61号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請の 取下げ願いについて 議案第64号 農地転用事業計画変更承認申請について

	<p>議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>本日提案された議案第59号から第65号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが12件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	<p>休憩（現地調査） 午後 13時 39分</p> <p>再開 午後 15時 54分</p>
議長	<p>では、休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから、えー議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づき、3条申請の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、えー許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	ただ今、議案第59号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	はい。どうぞ。
委員	(作目は)「野菜」ってということ？
事務局	はい。「野菜」で、キャベツ・大根を植えます。とあの一申請者から

		確認取りました。
議 長		よろしいでしょうか。では、議案第59号について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第60号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第60号「非農地証明願いについて」を説明いたします。 お手元の資料 3ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)  以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する、農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。
議 長		ただ今、議案第60号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
議 長		どうぞ。
委 員		2番に関しては、申請に「始末書」もらったほうがいいんじゃないですか。
事 務 局		3?
議 長		3番?
委 員		3番。ごめん、ごめん。
委 員		(申請の方法が) 別の方法があるみたいで。現状みるとね、ちょっと(非農地は)無理がある。もう、こういうのはパッと切って、やり方が

	あるんでそこに、変えてもらって。ちょっとね、ごり押しだと、またこんなのいっぱい出てくる。
委 員	一応、3番は現況が…「畑」じゃないかっていう…
委 員	(「畑」という判断で。
委 員	これ、1番、ちなみに1番は、えっと、戦前前の家屋証明があるんです？
事 務 局	家屋登記…家屋登記はですね、昭和46年8月1日新築、となっております。46年、47年にあれですから。
委 員	復帰前からってことですよね。
事 務 局	復帰前…ですね。
議 長	はいでは。それでは、議案第60号について審議の結果、3番については「否決」とし、それ以外については、可決としてよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なし。とのことでありますので、議案第60号「非農地証明願いについて」は、番号1から3番のうち、3番以外は可決といたします。(1番、2番は「可決」。3番は「否決」と決定)  続きまして、議案第61号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第61号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。 お手元の資料 4ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ)  次のページをお開き下さい。利用権の設定等を受ける者、借受人が5名、利用権の設定等をする者、貸付人が7名です。

	<p>設定筆数は15筆、合計面積 23923㎡。 内、賃貸借5筆、使用貸借が10筆となっています。</p> <p>(議案書に基づき、利用権設定の内容を説明)</p> <p>次のページをお開き下さい。所有権移転関係について説明いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人それぞれ3名、所有権移転5筆、合計面積3720㎡、すべて「売買」です。</p> <p>(議案書に基づき、所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
事務局	<p>事務局から少し補足を入れたいと思います。</p> <p>航空写真等が、だけをまとめてある、あの一「総会資料」とかかれたものですね、A4用紙の3枚は今回の所有権移転の、番地のものとなっておりますので。ありましたでしょうか。</p> <p>(※ 配布した資料を確認する。確認後、この資料を見ながら説明。 )</p> <p>一番最初に〇〇〇(申請地番)と、書かれた所があるかと思います。(資料の航空写真で場所を確認。)ピンクで色を付けている土地が今回、売買がありまして、その土地に隣接する〇〇〇番地、については、この(申請人)〇〇〇さんのお父さんの土地になっております。</p> <p>向かいの〇〇〇(地番)、〇〇〇番台のここ、平ばりハウスですが、ここが、(申請人)〇〇〇さん、「菊」を作っています。農地としてここも一体で、「菊」で使うのかと思ったんですけど、「ここは野菜を植えます」ということで、申請人のほうと確認を取っております。</p>
委員	これ家かかってんね。
委員	ね、この航空写真見て家がかかってるように見えるけど…
事務局	あああ、はい、そうですね。「家」ではなくて…

議 長	これ昔、牛小屋
委 員	牛小屋か
委 員	今もいるんじゃないですか。
議 長	牛いないよ。
事 務 局	<p>続きましてですね、〇〇〇（申請地）なんですけれども。（資料を見ながら申請地の場所を確認）ピンクで色がけしてあるこの土地なんですけれども、その隣の〇〇〇—〇（地番）は、今回、申請人の〇〇〇さんの農地となっております。</p> <p>ここも、今回売買する土地についてもですね、すでにもう（申請人）〇〇〇さんが使っているそうです。隣の〇〇〇—〇（地番）も一緒に合わせて使っているということで、ここを一体で使いますということです。</p>
委 員	これ〇〇〇（地番）も、そうだったよね。
事 務 局	〇〇〇（地番）…ああ、はい。確か、そうです。
委 員	これ〇〇〇—〇（地番）は隣みたいに、こう道路の部分が切れてるのか。（航空写真の資料をみながら）こうすると、道路が切れてる。
事 務 局	ああ、はい。
委 員	ここも道路が切れてるのか。
事 務 局	すみません。航空写真では、〇〇〇（地番）となっているんですけど、ここの地番、登記簿で確認したところちゃんと〇〇〇—〇（地番）と、〇（地番）となっているので。
委 員	これ、道路にかかっているように見える。
事 務 局	はい。

委 員	隣の土地はみんな、なんか分筆されてる。
事 務 局	ああ、はい。この〇〇〇—〇（地番）は、ここが道路にはなってるんですよ。（資料の航空写真を見ながら説明）ただ、ここ道路かかっているように見えますね。確かに。
議 長	道路にのっかてるよ。
事 務 局	のっかっていますね。
委 員	〇〇〇—〇（地番）ってこの…
事 務 局	はい。この一つまるまるが、ピンクで色がけしてるところ全部が、〇〇—〇（地番）になります。分筆自体は〇〇〇—〇と〇と、のみの分筆になるので。
委 員	もう、土地はもう、道までかかっているってことですか。
委 員	なんかこの筆だけね。
事 務 局	そうですね。見ると…
委 員	隣はみんなこうやって切れとるのにね。この〇〇〇（地番）も、途切れてるかもしれないけど。
議 長	真ん中の道路の白線の上についてるよ。ね。 （航空写真では、土地の境界の線が道路の白線の上に見える。）
委 員	これ村道ですよ。村道。あの、海…
事 務 局	村道…
議 長	これ村道かね…。
委 員	県…だよ。ね。



事務局	県では…裏道、県道、県の管理のところもあるし、村じゃないところも、村のところもあるしで。
委員	これでも、どっちにしろ、これ、買い取らなければ道できませんよね。村道にしろ県にしろね。
委員	一応、村の事業でこれ、利用権設定というか基盤法。道路にかかったまんま、この、このよろしくないんじゃない。まあ、いいっちゃいいけど。
委員	結構、こういうのあちこちあるよね。
委員	まあ実際にはあるでしょうけどね。でも、これ、800万控除受けたりするのに。
委員	だから、補助事業なったらハウスが、建ってる。
委員	うん。
委員	道路はあるんだけども、(農地と) ここまで買い取れる、買い取れる…
	(道路である場合について、意見を出し話し合う。)
委員	税務署が気づくと、現況「道路」で、税金高く取られるはずだけど、800万控除が一部受けられなくなる可能性が、現況「農地」でしか受けられないから。厳密にいくと、800万控除この分が受けられないからその分、税金払えって言われかねないけど、まあ…
委員	まあ、オッケーにしましょう。
事務局	はい。…最後ですね、〇〇〇(地番)です。はい。〇〇〇の2筆なんですけれども、ここ土地改良区内ですね。で、先月利用権の賃貸借でいったん出されて、総会で可決をして、ですけれども、1月、年明けてで

	すね、申請者の方から、あのやはり「売買」でこの土地を2筆買います。ということで、利用権設定の解約、「中途解約」の届出を、出したうえで今回「売買」の手続きを、取っています。1月1日から、利用権設定が始まるということになっていたんですが、この1月から、5日・6日ぐらいまではちょっと使っていて、その間に売買の話がまとまったのかな。ようで…。まあ、利用権のもう貸借期間が始まっていたということもありましたので、一度、中途解約を出していただいて、それから売買。
委 員	(前回の賃貸借と) 同じ相手でしょ。
事 務 局	そうですね。
委 員	「解約」しなくても、いけるんじゃない。
事 務 局	〇〇〇—〇 (地番) については、2人で分けて。(賃貸借していた)
委 員	別の人もいたの。
事 務 局	はい。別の人もいたので…
委 員	じゃ「解約」だね。
事 務 局	はい。「解約」を出していただきました。はい。
議 長	ここ土地改良ですか？
事 務 局	土地改良です。
委 員	〇〇〇—〇 (地番) 一応、主がいるんですよね。
事 務 局	同じ、〇〇〇〇〇〇さん。  〇〇〇—〇 (地番) …これは、「土地改良区」のものだったかな。はい。
議 長	これ「のり (法面)」になってるのかな。

事務局	法面…
委員	「道路用地」になってるんじゃない。
事務局	道路用地か…
議長	のり（法面）だよ。
委員	段差があるってことね。
事務局	〇〇〇—〇（地番）は、ちょうどあの面積を半分にかけて、お二方で借りていたのだから、「解約」ですね。
議長	よろしいですか。
	（はい。の声あり）
議長	では、議案第61号について説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ございませんか。
	（質疑なしの声あり）
議長	議案第61号について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	議案第61号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 8ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、4条申請の内容を説明。また、申請者の住所が前住所地を記載していたため、正しい住所に訂正） 以上です。

議 長	補足ないですか。いい？
事 務 局	事務局から補足をいたします。 申請人は現在〇〇〇の方に、住んでいるが、2月上旬には今帰仁村へ、また転入しますと。転入予定です。理由書も付けていただいております。2月の初旬ごろ、今帰仁村内に戻り畜産業従事しますということで一筆いただいております。はい。事務局から以上です。
議 長	では、ただ今議案第62号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見ございませんか。
委 員	1個、いいですか、すみません。
議 長	はい、どうぞ。
委 員	これ、所有権移転が、何月でしたっけ。去年の…今年の、去年の9月でしょ。
事 務 局	去年の9月ですね。はい。
委 員	去年の9月で、基盤法にのる、所有権移転…が行われて、3年たっていないけど、…農地として使うということで買ったあとに、4条、畜舎建てるってですね。
事 務 局	はい。畜舎の建設予定について、もともと別の場所があった、別の計画を立てていて、そこに…
委 員	これ理由書かなんかつけ…（てるのか）
事 務 局	これについては、理由書はついてない…、聞き取りを後日して、もともと畜舎建てる場所が、〇〇〇の方に予定をしていたが、〇〇〇（今回申請地）の場所に急遽変更になった、ということで。 基盤法での売買の期間が短いけれども、どうしてもここで、やりたいです。ということ聞き取りはしていますが、書面等に、こういったことについてはちょっと書面等は求めていません、ので。求める必要があ

	れば、あの申請人に、はい、出させていただくように。
委員	どっちみち県にあがると、確認させられるから、理由書付けさせ進達がいいかなって…思います。
事務局	はい。
議長	他に質疑ございませんか。
委員	これ、もともと住所（前住所地）、ここに住んでたときもあるのか。
委員	この期間内に。それ以降、東京に一回戻ったのか。
事務局	はい。登記簿のですね、最初の基盤強化法での売買の時は、9月の売買は、この〇〇〇の、今婦仁村の住所になっております。
議長	よろしいでしょうか。
	(はい。の声あり)
議長	では、議案第62号について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。  続きまして、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」を説明いたします。 お手元の資料 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、取下げ願いの内容を説明)  「5条の取下げ願い」と同時に「事業計画変更承認申請の取下げ願い」の申請もありましたので、併せて可否を求めます。 以上です。

議 長	議案第63号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。はい、どうぞ。
委 員	流れ的にはあんまり…意味がわからないんだけども。
議 長	(事務局へ)説明をお願いします。
事 務 局	<p>11月申請分の事案について、県に、農業委員会の意見を付(添付)してですね、進達してる場所なんです、大きい地番のところですね、〇〇〇〇さん(申請人)のところ、建築関係で、変更…設計書を変更したいということで、変更が出てきたために、いったん取下げすること。</p> <p>その後ですね、県の担当の方から、この変更申請書と5条申請書はあの、当初許可受けた面積ですね、すべてまとめて提出するよということがあったため、いったんすべて、取下げてもらい12月に申請出している。その分は、県には進達してないが、その分を取り下げということになった。</p>
委 員	いま白紙状態にするってことですか。
事 務 局	はい。白紙にして、まあ新たに申請やり直しということですね。みんなまとめてですね。
委 員	これ12月分の取下げも出てるなら、かけたほうがいいね。
事 務 局	かけたほうが…はい。
委 員	<p>…農業委員会にかける「前」の取下げ願いだったら、まあ事務処理でいいような気がするけど、農業委員会12月にかけて進達すべきもので、もう進達するっていう直前の取下げ願ってことですよ。12月の案件は。11月のやつは、もう、向こうに出したやつ、出した段階の取下げ願いですよね。</p> <p>これ、どっちも、議決取った方がいいのでは。</p>
事 務 局	はい。

委 員	一括審議で全部。どっちみちね、この同じ人の案件だから。もう全部のせてよ。
事 務 局	はい、先月も、12月のも…
委 員	はい。
議 長	では…
事 務 局	休憩をお願いします。
議 長	休憩をお願いします。はい、どうぞ。
	休憩 午後 16時 45分 再開 午後 16時 48分
議 長	再開します。
事 務 局	事務局より再度、説明いたします。12月申請分の農地法第5条におよび、農地転用事業計画変更承認申請も（取下げ願い）出ておりますので、これも合わせて取下げの可否の意見を求めます。読み上げて説明いたします。 （12月申請で、取下げ願いが出されている、農地法第5条および事業計画変更承認申請の内容を説明）  取下げ願いが出ておりますので、今月の（案件と）…合わせて、審議のほうをお願いします。
議 長	では、議案第63号「事業計画変更承認申請の取下げ願い」に合わせて（12月分の5条申請と事業計画変更の取下げについて）可決することに異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いについて」は「事業計画変更承認申請の取下げについて」合わせて可決いた

	<p>します。</p> <p>続きまして、議案第64号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>えーそれでは、私のほうから議案第64号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 10ページをお開き下さい。</p>
	<p>(書記より、議長へ合図し休憩に入る。)</p> <p>休憩 午後 16時 41分</p> <p>再開 午後 16時 56分</p>
議長	<p>では、始めます。</p>
事務局	<p>議案第64号「農地転用事業計画変更承認申請について」は次の議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」の、で、5条申請と合わせて、同時に審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第64号については、議案第65号とあわせて一括審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、議案第64号については、議案第65号と一緒に一括審議を行います。</p> <p>続きまして、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 12ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p> <p>先ほど説明しました、申請内容及び現地確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>



議 長	休憩ですか。
事 務 局	休憩をお願いします。
議 長	休憩をお願いします。休憩します。
	<p>休憩                    午後    1 6 時   5 6 分</p> <p>再開                    午後    1 7 時   5 8 分</p>
議 長	では、始めます。
事 務 局	<p>先ほどの議案第65号の、整理番号9番と10番につきまして、譲渡人の訂正をお願いします。9番につきましては、譲渡人〇〇〇〇〇〇他2名、となっております。</p> <p>10番につきましては、〇〇〇〇〇〇他3名、となっております。以上、訂正いたします。</p> <p>続きましてあの、番号7番の、お墓の申請につきまして、住民課のほうから、説明をお願いします。</p>
	(座席後方に住民課の環境衛生係 職員2名が着席している。)
住 民 課 環 境 衛 生 係 職 員	<p>住民課 環境衛生係の担当職員より、番号7番の墓地申請に関して、どこまで手続きがされているか説明を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 墓地申請の全体の流れ</li> <li>○ 事前協議の、隣接地地主・区長等から「承諾書」は現在、もらっている段階。</li> <li>○ 担当課内だけでは、墓地の建設が可能か不明なため各課に照会をし、他法令の手続き状況を確認中。</li> <li>○ 書類の添付内容</li> </ul>
委 員	<p>最近、けっこうね墓地の問題で、トラブル出てるもんだから。ちょっとまい具合に連携していきたいなどある。</p> <p>ここの面積だと、農業委員会、別に問題ないんだけど、例えば2百坪</p>

	とか、5百坪の土地に、(お墓) 1個建てますから、はい。ってことをされると、これ、農地を外す手段にされかねないもので、これとっても危惧している。
委員	(環境衛生係の担当へ) 聞いてもいいですか。
議長	はい。どうぞ。
委員	墓地の場合に、事前協議書を、本申請する前に提出するっていうのは、これいつ受付になってるんですか。
環境衛生係担当職員	そうですね、まず、窓口に来てもらってですね、お墓をこの場所に建てたいということで(相談)。
委員	まずは相談ですよ。
環境衛生係担当職員	相談、そこから始まるんですけども。そこでまず、この土地の確認をしてですね、所有権移転とか農地転用の前に、ここに建てていいかどうかを、まあ、隣接している方達から「承諾」もらうことですね。区長さんから印鑑をもらうこと、がスタートとなっておりますので。それに、どれぐらいの時期に、完成予定させたいのかとかですね。まあ、それが事前協議の段階になってですね。
委員	「事前協議」というのは、「事前協議書」っていうのがあるんですよね。
環境衛生係担当職員	様式があります。
委員	これを出したまま、…いつなんですか。(申請人が出したのが)
環境衛生係担当職員	(申請人) ○○○さんですか？
委員	はい。

環境衛生係 担当職員	事前協議を出したのがですね、今月の22日ですね。
委員	<p>22日に出してるわけか。</p> <p>条例を読むと、事前協議書はあらかじめ、本申請する前の、最低60日前までには事前協議書を提出することになっており、その後、本申請する前の最低30日前までに、説明会開くことっていうのがあると思うが、この説明が、今言われてた、隣接地及び周辺、住民（100m以内の）に対して、説明会を開いて協議して、報告書っていうのが、今の「承諾書」ではないかと思うが。</p> <p>いまその段階でいくと、22日に受付をして、説明会というか隣地諸諾も、もうすでに合わせてもらってるという…ことですか。</p>
環境衛生係 担当職員	そうですね…。承諾、隣接からもらってくる印鑑と、事前協議は同じ段階で、出してもらっているところですね。
委員	（平成）28年にできた条例では、本申請の60日前から事前協議始めて、で、30日前までに説明会を開催して、でその説明会開催する15日前までに周知するっていうことだが、それを飛ばして、一番最初に、承諾書とって、で事前協議出してくださいね。という指導してるってことか。
環境衛生係 担当職員	事前協議とこの印鑑もらう様式2つ、同時に渡している。
委員	はい。
環境衛生係 担当職員	同じ段階で出してもらってるので、流れとしては今、〇〇〇（委員）さんが言ったような形にはなっている。
委員	16日の時に、面接するかしないかって話し合ったときに、16日の段階で、今日の総会かけるのに、まだ、住民課の方の手続きをしてないっていうことは、確認取れたので、そこから22日の、16日すぐ受付したとしても、15日前までに周知して、隣地承諾書とったりするって

	<p>いうものは、流れ的に不可能だ、と思ったんですけど。これは、いいのか。</p>
環境衛生係 担当職員	<p>16日といたしますと…。</p>
委員	<p>16日に（農業委員会が）、（本人に）会った（面接した）んですよ。（その時）住民課のほうの手続きを、いまどうなってるのっていう確認を16日にした。</p>
環境衛生係 担当職員	<p>はい。</p>
委員	<p>で、…（手続き）まだやってないよって話だったんで。</p> <p>今から、事前協議をして、説明会なり、なんなりをしていくと、流れ的に無理でしょっていう話で、これは、来月の案件ですね。という取扱いをしたんですけど、ただ、住民課がオッケーしてるからっていう話で、今これ、議案に上がってきている。</p> <p>（平成）28年に、墓地の取り扱い決めたと思うんですけど。〇〇〇の案件とか、色んな案件で手続きが、行き違い、住民課と、こっちのやり取りが、うまくいってないような感じに思えるんですよ。そっちのやり取りが終わってないのに、こっちが審査をしないとイケないっていう状況で受付をするものですから。流れをちゃんとして欲しいっていうことは要望してるんですけど。それで、流れを確認している。</p>
環境衛生係 担当職員	<p>はい。こちらに来る（住民課へ）前にですね、農地だからということで、まあこっちを通さずに、この本人が、多分、農業委員会のほうに</p>
委員	<p>相談には行きますよね。</p>
環境衛生係 担当職員	<p>相談に行ってますね、で、（農業委員会の担当職員の）ほうから、自分の方に話があったので、この方に、お墓申請するには、こうこうで、こう流れを説明してですね、その段階が終わって、22日に事前協議が出されてるので、いま言ったように、通さずに上（農業委員会）のほうで話があって、本来であれば、この事前協議が出た後に、翌月の（農業</p>

	委員会) 総会とかになる、ということで。という話ですよ。
委員	そうですけど…
環境衛生係 担当職員	で、16日、本来22日に出ているけれども、16日に、一回話がもう上がっていた。
委員	<p>「墓地等の経営許可等に関する条例」を、(面接の時) 見ながら話したんですけど。(手続きの流れが) 事細かに書いてあるものですから、そちらがこの流れに沿って手続きをするものだと、思うが。</p> <p>今、説明聞くと、事前協議の前に隣地承諾書取って、で、持って来いって感じで指導してるって話ですけど。条例で決まった通りじゃなくて、そういう取扱いですかという質問なんですけど。</p>
環境衛生係 担当職員	説明会というのは、墓地…あの一個人墓地の場合は説明会必要ない。
委員	でも、これ単純に読むと、個人墓地の場合はあのこれは外すとか、ということも書いてあるじゃないですか。個人墓地は、これ別に外せなんて書いてないんで。説明会をして、隣地承諾なり、協議の結果を報告するっていう様式に見えるが。墓地の場合は、村長判断で外すっていう取扱いをしてるのか。
委員	<p>そっち(住民課)の手続きで、例えば、40㎡で出てるいるが、(おおむね) 30㎡までとするっていう取り扱いになってるじゃないですか。このへん、そっち側で協議が終わってますよ、とか。そういう確認とか、周辺の人も確認が取れて、ちゃんと説明してますよっていうのが済んでからこっちに出してほしい。</p> <p>(事前協議・墓地申請の) 内容を(農業委員会が)、30㎡で村は決まってるけど、40㎡を妥当か妥当でないかをここで判断することは、そんな知識がないんで。</p> <p>例えばですけど、雨水の排水を、設置することとか色々書いてありますよね。これは個人墓地に対しても、該当する項目だと思う。こういうのは、(農業委員会が) 別に審査しないではないが、そういのは終わってますか、と事務局が住民課の方に確認して、問題ないよっていうことであれば、あ、そうですか。と(農業委員会) 処理できるんですけど。</p>

	<p>まだ、そっちが終わってない段階で、うちがいま、審査しなきゃいけないから、まあ、来月だねっていう話なんですけど。</p>
委 員	<p>住民課が、事前協議を受付して、その後に隣地承諾書取るとか、面積のこととか、計画の内容が、条例上、好ましいか好ましくないかなんか、色々チェックしたうえで、色々変更はしたうえで、こう…隣地の方に承諾書をとると思うんですけど。</p> <p>最初に隣地承諾として、また住民課で指摘して、また面積が色々変わったって、変更したら、また取り…例えば、〇〇〇さんの場合だと、この間の（農業委員会での）面接では、あの…隣地承諾どうなってますかってちゅうと、面積が変わったんでもう一回取り直しするとか、っていうので、事前にとると、何度もこの人、隣地承諾取りに行くことになりますよね。</p> <p>条例では、計画がしっかり固まってから、住民説明を開いて、承諾取り、協議の報告を村に下さい。という内容である。取扱いは、最初に承諾書取って、計画が変わるたびにまた承諾書取り直しさせてるっていう話？</p>
環境衛生係 担当職員	<p>そうですね。今、言ったように、本来なら事前協議先に出してもらって、面積等、色々、場所もですね、見て</p>
委 員	<p>調整するんですよ。</p>
環境衛生係 担 当 職 員	<p>調整した後に、この通りに審査して、</p>
委 員	<p>審査というか、住民説明して、で、それに承諾書取ったうえで、そういうのが揃ったら、本申請になりますよね。</p>
環境衛生係 担 当 職 員	<p>はい。そうです。</p>
委 員	<p>事業が固まってから、説明会開いたり、隣地承諾書を取ると書いてあるが、今の説明だと、とりあえず隣地承諾書を取って、出しなさいっていう。形が変わったらまた出しなさいとかになっている。こっちで聞くと、聞いたときはいいよということだったが、そこからまた、変更した</p>

	<p>ら、また違うよ。みたいな、ことで。判断できないですよ。</p> <p>だから、流れを。農地転用ここで出しなさいっていうのが、決めたい。(条例に)書いてあるように。事前協議60日前までにとあれば、60日前までにさせて、説明会、隣地承諾書はそのあと。本申請の30日前までにと書いてあるから、そうして、その30日前の開催とか15日前までには、関係者に通知し周知をする、隣地承諾書が取れた段階で、うちの(農業委員会)農転のほうも、事業の形は決まって、周辺の説明も終わっているため判断できる。</p> <p>流れがなんかめちゃくちゃなんで。住民課どうなってるよって(担当職員)に聞いても、変更があったから今説明ができない。とか、〇〇〇さんの案件も「今は言えない」「今は言えない」の連続で事前着工してわけのわからない状況になってるんで、もうちょっと流れを明確化してそっちが、話が詰まった段階で、もう固まった段階で、こっちの申請って流れにしたいんですけど。</p>
<p>委 員</p>	<p>われわれも、スムーズな流れで出てこないかね、2転、3転もすると。農業委員会から農地転用する前に、事前着工があったりする。ちゃんと、これから通してやれば何でもないことを、後で始末書となることをいっぱい見てきているもんだから。できれば、ずっと流れて、「我々は認めます。」はい、とこれで終わりたい。</p>
<p>委 員</p>	<p>うーん…〇〇〇さんが文句言うのも、ああしろ、こうしろって言うくせ、どうのこうの文句言いますけど、ごもつともだなという意見が。住民課の方ではこう言う。農転の方ではこう言う、とか。言ってることが何が正しいか分からないとか、〇〇〇さんも、そんなニュアンスのこと言われている。最初からちゃんと説明して、ちゃんとやって、スムーズに進めば、〇〇〇さんのやつがこんな長引くことはないと思うんですけど。</p> <p>流れを、しっかり説明、住民課はこういう流れで、農転はここで入れた方がいい、と決めて欲しいんですけど。協議したりして。今回のやつもそれを踏まえて、来月にすべきってという判断を一回したんですけど、事務局はどうしても今月あげて欲しいという、本人(申請人)の意向を通そうとするんですけど。</p> <p>手続きに沿って、指導するのが一番迷惑かけないかなって思うんですけど。無理やり、意向に合わせてやってあげると、何が正しくて何が正しくないかがわかんなくなるんで。</p>

委員	別に農業委員会は通さないじゃないんだよ。問題が出ることもあるが、農地を農地から外す前にすると（事前着工など）こっちも、ものすごい困るわけよね。農業委員会の意味がないもんだから。そうすると。申請してくれれば、よっぽどのおかしな事案じゃない限り通ります。通してあげたいんだけど、今回のように作る前からどんどん揉めて永遠と堂々巡りしてるもんだから。できればね、一発で終わりたい。
委員	これからの場合は、住民課は基本的に個人墓地の場合は、今の説明の通りするのか。隣地承諾書を事前に取りしてから、事前協議に入るっていう流れですか？
環境衛生係担当職員	<p>（今までと）同じように承諾取ってからって言って、またサイズが違ければ、また印鑑もらってという二度手間になったりするの。</p> <p>事前協議を先に出させて、ここで、「畑」なのかとか、サイズの確認とか色々こちらで確認し、「畑」であれば農業員会とも話をしてですね、こちらで確認した後に、承諾もらってですね、で、承諾もらわないと農転とかの話し合いとかもできないということで、なっているので、まずは事前協議出して確認してですね、印鑑もらうように、進めていきたいなと思います。</p> <p>そこで、本人が最初のものとはサイズが違ったり、場所が違ったりというのであればまた、話は最初からになりますので、まずはもう事前協議出して、後に確認して、印鑑もらうように流れを取っていきたいと思います。</p>
委員	印鑑が取れたところに、農転を出すっていう。
環境衛生係担当職員	そうですね。印鑑もそろえてっていうことで。
委員	こっち（農業委員会で）の隣地承諾も必要です。
議長	面接はどうする？面接の日にちが…いつまでに出して、いつまでで面接するのか。
委員	面接もあります。
議長	今回はだから、ほんとは、今の案件は来月の案件なんですね。ほんと



	は、流れからしたら。前もって事前面接はもう終わってますから、22日に受付してるんでしょ、下（住民課）のほうでは。ほんとは、順番からしたら
委員	逆なってる。
議長	うん。
委員	<p>で、24日にこっちは面接を、昨日やられたんで、受付自体はその前にしたみたいですけど。まあ、今回のどうするか、また。今から審議、可決するにしても、これからの流れとすると、そういう形の流れに。</p> <p>これフローチャートみたいな、ちょっと他の市町村のやつ見ながら、こうやって、事務局には作ってほしいって言ってるんですけど、今の流れを、個人墓地の場合、（法人の場合と）それぞれにフローチャート何日前までに、事前協議始めて、何日前までに、説明会をすとか。というフローチャート作って住民に、説明する。同じフローチャートがあれば、どっちも同じ説明できると思う。で、その中のこころへんに農転を入れるっていうものを共同して作ってほしい。お願いできますかね。</p>
環境衛生係 担当職員	わかりました。
委員	<p>こっちは（農業員会は、毎月）1日から10日が受付で、で、18日頃に面接をやってるんですよ。だから、そのこっち（農業委員会）が受付を、説明会とか承諾をもらったあとの、1日から10日に、農業委員会に出すっていう流れになると思うんですけど。で、それを受けてようやく面接に入れるんで、うちら（農業委員会は）。</p> <p>だいたい（申請）出す方、急いでるって言われると思うんですけど、一番最初に、こうしか通らないよっていう説明をしっかりともらえる、諦めてもらえるかなと思うんで、一番最初にしっかりと説明できるような資料をちょっと、共同して作ってほしいんですけど。</p>
環境衛生係 担当職員	わかりました。

委員	それを踏まえて今月の案件をどうしますか。という話になるんですけど。
委員	これ40㎡ですけど、あと入口が、さっき現場見に行ったときに、ちょっと高いところに既設の墓地があったが、で、一段下がって今回の申請地がある。なんとなく見た感じ、畑の一番奥を分筆して、今回申請出してるんですけど。この畑を突っ切って入っていくんだらうなっていう想像はするんですけど。上の墓地を通して入ってくるわけじゃ…。それやろうとすると、墓地を、何か削って階段とか作ったりする話になると思うけど。そういうのを含めて、それでもって30㎡じゃなくて、40㎡っていう面積なんですけど、妥当なんですか、これ。墓地の隣なので場所的にいい、悪いはないんですけど。
委員	今、分筆されてないじゃないですか。
委員	今、分筆されてるよ。
委員	(墓への) 進入路がない。
議長	進入路がないもんね。いまは、ね。
	※ 墓地への進入路がないこと、申請(墓地)の面積について内容・意見を確認する。
委員	今回、この案件について、来月にするという指導にするのか内容的には別にいいんですけど…。変更する可能性がある案件だとすると、また変更して、なんか、ああだこうだになるのが…もう、このまま通っていく話になるのかな、これ。
委員	これ、(墓地の面積など) オッケーでしょ。本人(申請人)は。
環境衛生係 担当職員	これですか。

委 員	もう住民課としては、これもう（この）形で。 オッケーということ？
委 員	この人（申請人）がお墓を作る意思が固まっているのであれば、我々 今回通しますけども、変わるのであれば、またね…。
議 長	進入路がなくて、それでいいの。
委 員	そこが問題ですよ。
委 員	面積が変わることはないの、あとは進入路の話ですよ。
委 員	墓に行くために、道、新しく土地買うとかとなると申請しますよね。
環境衛生係 担当職員	ああ、はい。
	※ 環境衛生係の担当職員に、進入路を作ると変更が出るのかなど 個別に内容を確認。
議 長	さて、どうしますか。
環境衛生係 担当職員	お墓の30㎡というのは、道を入れての30じゃなくて、このお墓の 敷地だけのことを言っているの、道を作ったとしてもこれが、お墓を 建てる時の面積に、加わらないので、40㎡から変わることはない。
委 員	超えることはない？
環境衛生係 担当職員	それは、もう、墓としては、お墓を使うために通す道かもしれないが 墓地の申請と、それで40㎡に加えることはない。
委 員	進入路に関しては？
委 員	ないにしても、墓地としてはこの四角だけじゃないですか。この進入 路もない墓地の申請が出てきたときに、これ1m以上の進入路確保する こととか、規定があるじゃないですか。（道に）接していることってい

	う。そっち（墓地申請）の基準として、この人（申請人）道に接してないじゃないですか。他の人の墓地を歩いていくということでオッケー出していくと思うが、この案件はオッケーな感じ？
環境衛生係 担当職員	そうですね…。
委員	難しくてさ。要は、進入路がないと、完全にシャットアウトになって里道どこにもなくて、人の土地を歩いて行ったら困るもんだから。
	※ 環境衛生係の担当職員へ個別に質問 ※ 議長・事務局・委員で申請の流れ、内容について話す。
事務局	すみません。今、墓地の件に関して、墓地の件に関して今、他にご質問等は、住民課さんのほうに聞きたいことは、ありますか。
委員	これ、住民課、進入路についても、もうちょっと聞いていく感じですよ。申請者に。
委員	慌ててるの？
環境衛生係 担当職員	いや。この方は、予定ではあるんですけど、工事の予定は4月なので。
委員	これ、4月着工したいってことなの？
環境衛生係 担当職員	いま予定ということで、4月1日で事前協議で出ているので。まあこの人（申請者）の言い分では、早ければ早いほどいいということなので、急いでるというわけではないと思う。
事務局	あの、資材ですね。資材発注してから、だいたいひと月ぐらいかかるらしいんですよ。だから、工事をやるひと月前には、は中止とかないといけない。っていうのが、昨日のヒアリングでは（あった）。
委員	要は、「始末書」でいいんじゃないの。

委 員	2月申請で…。
委 員	3月発注して…。
委 員	ね、ここ通れば別に発注して…
委 員	別に反対する案件でもないし。
委 員	どうしても今月じゃないとダメだっていう、じっくり協議を…ね、住民課の方にも確認を済ました上で2月（審査）で全然いいと思うんですけど。どうしてもっていう（事務局）のその対応…
委 員	僕なんかが言いたいのは、本人の不利益にならないようにやってあげたいわけよ。
委 員	そうですね。
委 員	ようは、入る道路がないのは困るでしょ。すべて（農地から）外さんといかんから道路も。
委 員	全部（申請）内容がきれいになってから、（総会を）通りやすい状態であげていけば、すんなり下りてくる。
委 員	すべて40㎡で、もう一回したら、ポンって通したら、何も問題ないんだけど。
委 員	理由作って、順番にこう道路に向かって、（お墓を）作っていくんで、どっちみちそうなるからここは、歩く程度なら使っていいよっていう、ことなんだろうな、と思いますので、その辺の理由づけをしてしっかりした上で、本人確認ができれば。
委 員	だから、多分奥から（墓の建設を）やってきたらと思う。
委 員	農地法的には、許可の通ってないところを進入路として使うのはどう

	かということは、多少はありますけど、まあやむを得ないという推理のもとに通していくのは、いいと思うが、これを本人に確認したり、売る人と畑の所有者…
委 員	だから売る人と、…ここを通路で残しますと言えば。
委 員	確認したうえで。
委 員	こっから通って、進入口はどうなってるか聞いてもらって、こっちは地主さんが「通っていいですよ」という許可がもらえれば。
委 員	上からでも通ってもいいではないのか。
委 員	ちゃんと、計画をしっかりと固めたうえで申請をした方がいいんじゃないかなと思いますけど。
委 員	40㎡以内でおさえるのであれば、あと進入口とどういう風になるのか。
委 員	来月でも間に合うのではないかと思うけど。
委 員	これも、〇〇〇さんがオッケーすれば問題ない。
委 員	問題ないと思うけどね。
委 員	でもね、大至急これだけは確認取りたい。通路だけ。そうすれば我々はなにもない。(申請内容に問題はない)
環境衛生係 担 当 職 員	ただ通っていいか、どうかの(確認?)
委 員	だから、これもさ、あの書面交わしたものあるわけよ。1m幅の、ここ通ってもいいですよって書面交わす。
事 務 局	あの一、住民課さんの方は退席していただいて、残りの審議を…

議 長	では、あの住民課のほう、よろしいです。もうありがとうございました。
事 務 局	ありがとうございました。
	(※住民課担当職員、退席)
事 務 局	他の案件の質疑をお願いします。
議 長	お墓(の件)とは別に、質疑等ありましたらございましたら述べてください。どうぞ。
委 員	〇〇〇のところは申請(内容)変えたのか。
事 務 局	ああ、〇〇〇のところですか。道ですか。
委 員	地役権設定を…
事 務 局	はい。番号3の17㎡については、「地役権」設定で、進入路とするということで、5条申請です。  265㎡のほうについては、住宅部分になりますので、内容は一般住宅の内容となっています。
	※ 事務局より議長へ、5条申請の内容で審議が必要と思われる案件を確認する。
事 務 局	申請番号8番になりますね。  現場の状況を見ると、造成が…(されている。)はい。測量伐採にはちょっと、やり過ぎではないかなと。
委 員	整地されてるもんね。
事 務 局	そう。整地まで入っている。ようなので…

	<p>確かに（申請人より）事前に確認はありました。最初に「機械等を入れていいのか」ということがあったが、「測量伐採ならいいですよ」と。ボーリング調査もしたい、と言ってきたんですが、ボーリング調査は、だめです。と言っていたんですが。整地までされておりましたので、どういふ…</p>
委 員	<p>建築関係なの？</p>
事 務 局	<p>申請者は、はい。建設関係の方で、主に資材を建設会社さんに卸している方ですね。</p>
委 員	<p>事務局から厳しく指導してもらえばよいのではないかな。</p>
委 員	<p>どうする。お墓の件は来月にするの？</p>
議 長	<p>その予定です。</p>
委 員	<p>問題ないと思いますけどね。</p>
委 員	<p>我々は通さないと言っているわけではないからね。一発で終わらしたい（通したい）んだよね。</p>
委 員	<p>手続きをスムーズにするというだけの話で。</p>
委 員	<p>ちょっといいですか、（譲渡人）〇〇〇さん、（譲受人）〇〇〇さんのこれって、〇〇〇（地番）と〇〇〇（地番）から分筆して、〇〇〇—〇〇を足したところに建てるっていう話か。</p>
事 務 局	<p>はい。そうですね。</p>
事 務 局	<p>〇〇〇に住宅は主に建ちます。住宅敷地として囲う時、周りに塀を作るとなっている計画で、その塀部分を作ると、この隣接する土地にかかってしまうので、その分を分筆して転用申請を出してます。</p>
委 員	<p>2筆が宅地というので、2筆の中に家を一軒作るという計画か。</p>
事 務 局	<p>そうですね。はい。</p>



事務局	〇〇〇番地については、所要面積には出ていますね。
委員	〇〇〇番地は、地目は「雑種地」だから、申請に入っていないけど、2筆で宅地としての申請という意味だよ。建築の計画としては、  足すと何㎡なんですか
事務局	足したら…133㎡ですね。  家も小さいみたいです。家も59㎡で2階建てみたいです。
委員	(資料を見ながら) なんとなく、こっちの方が〇〇〇のほうが大きく見えるけど。これ74㎡でしょう。こんだけで。この四角い方が60㎡。 これ74㎡だよ。この細い所からこれが、農地の部分。こっちが雑種地としてある分よね。雑種地の方に基本的には作るけど。塀とか作りたいからこの農地を転用だけど、こっちの74㎡で、こっちが60㎡ということ？
事務局	雑種地はそうですね。74㎡。
	※ 資料をみながら、面積の確認をする
委員・議長	住宅の面積が小さいが、何か理由があるのか。
事務局	住宅が小さいのは、あまり大きい家を建てたくないという本人の意向があります。
委員	窓が小さいのはなんでかな？
事務局	2階建ての住宅ではある。
委員	これ2階建てなの？
事務局	はい。2階建てになります。ここですね。

委 員	住宅メーカーが作るものは、パネル型の家とか、パネルがあつて結構窓小さくなる。大きい窓をすると強度が弱くなる。
事 務 局	〇〇〇（整理番号番号9、10）の方は大丈夫ですか。  判断しづらい部分もあるかと思いますが、面積が（申請があつた中で）今回一番面積が大きいので。
委 員	寄宿舍。
事 務 局	はい。社員寮になりますね。
委 員	これ真ん中に里道があつて、右、左の2棟の申請だが、ほんとは、里道付け替えを村と協議して、一括で大きいものを作った方が経費が安く済むので、そうしたい…
委 員	奥に土地がないから（付け替え）可能なんだよね。
委 員	土手までで止まってる里道なんですよ。ただほんとは付け替えを協議したいが、まだそこが進めれない。所有者変更とか色々あつて手続きの問題がある。それ（里道の付け替えが）がうまくいかなければ、今の計画のままでいくけど、付け替えがうまくいけば、変更はしたいということはあるとのこと。ただ、転用が終わって、手続きが終わって、名義変更終わってからまた変更するので、事業変更とかやればいいのか、ということ面接で言って、取りあえずこれで進めるということだった。 d b n
事 務 局	はい。あの、9番、10番。先ほどの議案番号64号の事業計画変更のですね、同じ内容になっていますので。  整理番号9、10のそれぞれの筆に1棟、2棟と合計2棟建てるということである。近隣にホテルを建設する計画があり、その社員寮として利用したいということが申請内容です。こちらの件は、4月には計画を進めていきたいということで、1月中の申請でありました。
議 長	はい。それでは他に質問はございませんか。

		(質疑・異議なしの声あり)
議	長	それでは、議案第65号について、審議の結果、番号7番については「否決」とし、それ以外については「可決」としてよろしいでしょうか。
		(異議なしの声あり)
議	長	あわせて、議案第64号についても原案通り可決してよろしいでしょうか。
		(異議なしの声あり)
議	長	「異議なし」とのことですので、議案第64号「農地転用変更承認申請について」は可決とし、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、番号7は否決とし、番号1から6、8から10については、可決といたします。

議 長	<p>それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は平成30年2月26日(月)を予定しています。これにて平成29年度第10回総会を閉会いたします。</p>
	閉会時刻 午後 17時 58分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印